

京都大学	博士（文学）	氏名	宗 周太郎
論文題目	戦国秦漢期における流通・交通管理制度の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は戦国秦漢期における流通・交通管理制度がいかなるものであったかを研究するものである。序論では中国古代流通研究の現状と課題を述べた。中国古代流通研究の現状は、中国古代のほかの分野と同様に、個別具体的な研究の進展は一部見られるものの、総量として生産の研究に比べると圧倒的に少ないという問題がある。こうした経済史研究における流通研究の不足といった問題の大きな原因は、中国史学における基本史料である正史に流通・交通の制度・構造に対する包括的な記述がないことに起因する。</p> <p>この史料の問題については、近年陸続と出土している簡牘史料の中から流通に関わる新しい知見を得ることができており、こうした史料の増加によって流通制度の状況を詳しく検討する素地ができつつある。ただ、漢代以前の出土史料の大半が法制史料や行政史料など官側の史料であるという事情のため、官の側からの記述、すなわち管理の視点から、流通経済を把握するという手法を取る必要がある。こうした史料状況により、本論文では特に流通管理に焦点を当てる。</p> <p>生産と消費をつなぐものとして流通が存在するが、大別して、具体的な物の流通と、所有権移転の商的流通に分けられる。流通制度の概要を理解するためには、具体的なものの移動や貯蔵の解明に加え、所有権の移転といった商的流通の観点からも理解する必要がある。</p> <p>物的流通は一般に想像される流通で、具体的な物品の運送や貯蔵を指す。商的流通は権利の譲渡の面から見た流通であり、売買や貸借などの取引を指す。従来の研究では専ら物的流通の解明がなされ、商流の側面が無視されてきたが、流通とはこの物的・商的流通、両者の相互関連により成り立つ概念であり、この二つの流通の仕組みの解明を通して、流通の全体像を把握することができるようになるはずである。</p> <p>流通管理研究について、まずは主要地点での管理を検討する必要がある。流通経済に関連する地点としては、市、関所、道路、橋梁、宿泊施設などがあるが、それらを本論文では大まかに三つに区分する。流通の経路にあたる道路・橋梁や宿泊施設、人や物の出入を管理する関所、経済活動の中心地たる市、以上の三つに区分した。</p> <p>本論文では管理の視点から中国古代の流通経済を俯瞰し、全体像を把握するとともに、秦漢期にはどのように流通を管理しようとしていたのかを解明する。物的流通と商的流通の二つの観点から諸史料を精査することで、流通経済の枠組みを示し、戦国秦漢期において流通がどのように管理されたのか、流通経済に関わる諸地点やその富と君主権力の結びつきがどのようなものであったのかを考察する。</p>			

第一章では、流通を構成する要素の一つとして、道路と題して関連する事柄を整理した。先秦期において道路整備は軍事との関係が深く、高位の長官によって行われることもあった。道路整備の規定は基本的に時令説に基づいていたが、秦漢期の法律条文ではより柔軟に現実に対応することを規定していた。また道路には黔首の利益になるものと、官のために整備するものが区別されていた。法律条文や役人の心得では適切な交通管理が求められており、秦代から道路整備は官吏の責務であったが、漢代でも橋梁などの整備・管理が地方行政長官の職務であったこと、交通インフラの整備が公権力の責務の一つであったことが分かる。

宿泊施設について、様々な施設が存在することを確認するとともに、吏の宿泊について検討した。吏は吏舎に泊まることが原則で、出先では郵や亭にも宿泊していた。だが、実際は上記のような公営の宿泊施設だけでなく、私人宅に泊まる例も見え、交通路線上の様々な場所で宿泊していたことが確認できた。

一方で里耶秦簡の事例を見る限りでは、地域の特殊性もあるが、現実にはなかなか十分な土木工事や交通整備が行えたわけではなかったこと、史書が伝える土木工事を盛んに行った秦というイメージとは必ずしも合致しないことを指摘した。その中で除道が行われていたことについては、実用性よりもまじないとしての意味あいがあったのではないかということも指摘した。

第二章では、流通を構成する要素の一つとして、関所に関連する事柄を整理した。『周礼』に見える関所管理とは異なり、秦代以降では所属県が通行証を作成し、関所は通行証を確認するのみであった。また通行時に名簿を作ることも規定され、とりわけ関中地域からの出入に関しては特別に注意されていた。一方先行研究によると漢代西北辺の関所の実際の検察業務は現代的な観点から言えばほぼ機能しておらず、入関した人がきちんと戻ってきたかどうか、という点に重点が置かれていたという。関所は交通規制に関わるとともに、戦国期には君主の財源の一つとしても一定の役割を果たしており、その管理も多様な目的があった。法律条文からは厳格な規制を行っていたように見えるが、肩水金関に見える実態はそうしたものと隔たっており、こうしたことから、地域によって関所に期待される役割は異なっており、関中など管理が重視された地域か、辺境の関所かによって管理が異なっていたと考えられる。

第三章では、流通を構成する要素の一つとして、市に関連する事柄を整理し、統一以前の秦代における国家と市の関係性が、従来考えられてきたより緩やかであったことを指摘した。

伝世史料によれば、春秋時代、市は国家や国君の制約をあまり受けることがなかったが、戦国時代に入り次第に国家に統制されるようになった。漢代では高祖の時に強められた商賈の律が呂后期に入ると緩められたが、武帝の時期に緡銭令を発し、また商人に対する弾圧が強まり、古代における商人弾圧が完成を迎える。

秦代の市では、券の規格が官によって定められたのではなく、市の商人たちが独自

に定めたものであったこと、人々の市区への出入りを管理していた一方で、素性のよくない者も市に多く存在したことを前提とした認識が秦律に存在したこと、実際の市の管理は嚴罰一辺倒ではなく、現状に合わせ市に存在する人々を上手く利用していたことを指摘した。

秦代は、漢代ほど積極的に商人弾圧を行ったとは考えづらく、漢代における商人弾圧は漢初から武帝期にかけて醸成されていったことになる。また本章で述べた裁判事例から見える秦代の市の状況も、人民の統治には飴を用いるといった『為吏之道』の文言が一定の実践を伴っていた可能性を示唆する。

第四章では、『岳麓秦簡（肆）』に見える質を起点として、質字に関わる議論を進めた。まず質字の意味についての先行研究を整理し、その問題点を指摘した。続いて『岳麓秦簡（肆）』金布律の条文及びその他簡牘史料の内容に基づき、大型動産売買の際の質について検討した。その結果、大型動産売買時に作成される質は、売買契約の成立を官が保証する意味合いを持ち、同時に戸籍情報と密接なかかわりを持つ行為だったことが明らかになった。そしてそれは所有権の確認・移譲にも官が関わっていたことを示すものだと考えられると結論付けた。

そして『法律答問』の条文に見える質に確認される、現代にも通じる貸借契約の担保としての意味と、『岳麓秦簡（肆）』の売買契約の質行為の意味とを比較し、それらが官による契約の担保という点で共通点を有することを示した。その他の出土史料や伝世史料の記述に基づき、質の本来の字義はひろく取り決めや盟約の保証・担保であり、もともと金銭に限定されたものではなく、秦漢期に至って経済的用語に変化していったと考えられることを指摘した。

第五章では、大型動産管理の最初の目的は軍事的要請に基づくもので、主に馬や車を把握するものであったが、戦国時代には経済的指標としての家畜の数を把握する必要性が存在したことを指摘した。また秦代の質の検討から、秦では大型動産売買の際に質を作成し、民間での奴隸や馬牛といった大型動産の所有を戸ごとに把握していたであろうことを指摘した。こうした動産所有情報は郷の戸籍管理と結びつけられ、戸籍簿に直接記載されたかは不明だが、戸籍簿と所有大型動産を紐付けて管理されていたであろうこと、公的機関での動産管理の実例から民間においても簿による管理がなされていたことを推測した。

続く漢初においても、質を用いた大型動産管理が行われていたことを指摘した。『二年律令』戸律の内容から、相続のたびに券が戸籍と関連して県廷に保存され、必要であれば戸が所有する動産の情報を確認することができた。西北簡では所有大型動産の価値が銭で表記され、官吏については特に詳しく管理されていたことを指摘した。後漢では銭で所有財産の総額を把握することが始まっていたことは先学が指摘する通りだが、こうした人々の所有動産の管理について古代中国での一連の流れを本章では確認した。こうした管理把握の変遷を辿ることで、秦から漢にかけて、着実に人

々の財産を管理する仕組みが整っており、秦代に既にその核は成立していたことを指摘した。

第六章では、古代中国の券の用いられ方を出土史料などによって考察した。券の規定のほか、秦では特に貸借契約の際は官による監督が必要であり、官が商取引に関与していたことを指摘した。

また、戸籍による所有動産の管理を想定した質の制度を手がかりに、売買取引における官の管理がどのようなものであったかを検討した。質の制度を通して当時の売買がどのような手続きを踏んでいたかを明らかにするとともに、大型動産の所有状況をどのように管理していたかを考察した。

君主と商業管理の関わりについては、戦国時代の諸子の記述や、先秦期のことを記した諸文献に見える記述を通して、秦代に至るまでの商業管理に関する記述を検討した。秦代において必ずしも抑商政策が取られたわけではないことを確認した上で、先秦期において国家がどのように流通を統制しようとしたのかを考察した。

補論では、参国伍鄙の制を中心に、小匡篇と斉語の性格や、編成プランについて分析を加えた。まず斉語が小匡篇に先行することを、表現や語彙比較の観点から確認し、参国伍鄙に関する記述に校訂を施し、参国伍鄙の制度を比較することで、両篇における参国伍鄙制度の違いを明らかにした。

斉語は従来言われてきたような、優れて春秋時代の制度を伝えるものではなく、戦国時代の状況を背景に書かれたものであること、制鄙については現実に行われた制度とは考えにくいことを指摘した。ただ、参国部分については、類似の記述が他史料に見られることから、戦国時代の斉国において臨淄内を家数で分割するような制度の存在があった可能性を指摘した。

小匡篇は、斉語の参国伍鄙の制度を換骨奪胎し、鄙を国と同じ行政体系にすることで、斉君を頂点とする行政組織に組み入れようとしたものであると考えた。属の上にさらなる階梯を示唆し、斉語の規模に止まらないプランを提出しており、小匡篇に描かれる参国伍鄙は、戦国斉の恐らくは最末期の改革案であったと推測した。

結論では本論文で述べてきた内容のまとめと今後の課題を述べた。戦国秦漢期の流通管理は、物流面においては、道路や橋梁といった交通インフラの整備が公権力の責務であるという考えが存在したが、一方で実際には十分に管理できたとは言い難いこと、また関所についても法律上での厳格な規定とは異なる運用実態が確認され、関所の地域性によって管理も異なっていたことが指摘できる。総括すると、流通管理が国家にとって重要であったことは認識されていたが、その実践において理想通りに運用できたわけではなかったことが指摘できる。商業管理においては、比較的商人に自由を与えることで流通促進を図っていた戦国期から、質の制度からも窺えるように個人の財産の移動を管理する仕組みが秦代に施行され、その後漢代中期に均輸平準などの

国家的流通が行われ、商人に依拠した流通制御から国家主導の流通管理に移行していったことを指摘した。

(論文審査の結果の要旨)

日本における中国古代経済史の研究は、加藤繁『支那経済史考證』(1952)に代表される戦前以来の考証的研究に始まり、ついで戦後歴史学においては唯物史観の影響のもと、漢代における奴隷制社会の存在を証明し、その実態を解明することがもっぱら志向された。

ところが、1970年代以降の中国考古学の発展にともなう出土資料の飛躍的な増大は、中国古代史研究の様相を一変させた。『睡虎地秦墓竹簡』(1978)・『居延新簡』(1990)の公刊を契機に簡牘に基づく法制史・行政制度史研究が活性化した。秦漢簡牘の出現によってきわめて具体的な社会実態へのアプローチが可能になった結果、多分に理念的であった唯物史観に基づく中国古代経済史研究は退潮し、ついで1989年にはじまるソ連崩壊を決定的な契機とする唯物史観の凋落は、経済史そのものへの関心を大幅に減殺した。近年の先秦時代の経済史に関わる研究成果としては、佐原康夫『漢代都市機構の研究』(2002)・江村治樹『戦国秦漢時代の都市と国家』(2005)・『春秋戦国時代青銅貨幣の生成と展開』(2011)・柿沼陽平『中国古代貨幣経済史研究』(2011)などわずかに出土資料を活用した個別的・考証的研究が挙げられるのみである。

日本の従来中国古代経済史研究、とりわけ唯物史観の影響のもとにあった経済史研究がもっぱら「生産」を問題としたのに対し、本論文は古代史においては扱われることの乏しかった「流通」に着目し、史料制約を踏まえて、国家の流通管理を具体的な分析対象とする。第一～第三章では、流通を管理する地点としての道路・関所・市をそれぞれ検討する。物品の輸送・貯蔵といった物的流通に加えて、論者は、売買・貸借といった権利の譲渡を「商的流通」と捉え、〈第四章 質字考〉〈第五章 戦国秦漢期の動産管理—秦漢律中に見える質行為を中心に—〉〈第六章 戦国秦漢期の商業流通—商業管理と君主—〉はこれを分析する。〈補論 流通管理と国家管理機構—戦国斉の例から〉は『国語』齊語・『管子』小匡に見える管仲に仮託された「参国伍鄙」を分析し、戦国後期における国制プランの性格を解明する。

本論文の成果は、第一に、中国古代経済史研究のための包括的な枠組みを提示したことである。まずは、経済を生産・流通・消費の過程と捉え、流通を物的流通と商的流通に分ち、ついで物的流通における輸送・貯蔵、商的流通における売買・貸借といった流通の諸側面と、それらを具体的に解明するための道路・関所・市、あるいは「質」「券」といった対象を提示する。まことに周到な構成というべく、今後の中国古代経済史研究にとって必見の参照系を提示したものとして高く評価される。

第二の成果は、戦国時代の伝世文献を積極的に活用することによって、より長期的な分析を提示し得たことである。上述の如く、1970年代以降の秦漢簡牘の爆発的な増加により、従来とは比較にならない緻密さで秦漢史の実態が解明されつつある。しかしながら、前3世紀半ばの睡虎地秦簡以前の簡牘は零細かつ孤立的であり、したがっ

て前 3 世紀半ば以前の戦国時代については、研究関心が以前にも増して退潮し、個別的研究しかなされていらない。前 3 世紀半ばの前後における研究の断絶が深刻化している。対するに本論文は、戦国時代の伝世文献を精査し、関連する材料を網羅的に蒐輯することによって、秦漢簡牘に見られる事象を時代を遡って起源論的に分析することを可能にしている。結果として、戦国と統一秦の連続、統一秦と前漢の断絶の側面を確認する。中国古代史の通時的理解に新しい視点を提示したものとして、やはり高く評価される。論者は、秦漢簡牘のみならず、伝世文献の運用能力も高い。補論で展開した『国語』齊語・『管子』小匡に見える「参国伍鄙」の先後および相違に関する所見は、長年の懸案となっていたこの問題の最終的解決に成功したものである。本論文における戦国時代伝世文献の活用は、このような確かな研究経験に支えられたものであることを附言したい。

意欲的な作品であるため、本論文の功績は十二分に評価するものの、なお要望すべき点も少なくない。望蜀の誹りを顧みず敢えて申し述べる。

第一は、本論文が扱った物的流通が、民間的物流に偏していることである。中国古代の物流については、本論文にも言及される渡邊信一郎『中国古代の財政と国家』（2010）があるが、同書がもっぱら漢代の国家的物流を扱うことにも示唆されるように、中国古代の物流は、租税の徴収や軍事行動にともなう国家的物流が主流であり、民間的物流は物流の従属的部分であったといわざるを得ない。本論文第一～第三章の枠組みによって国家的物流が全面的に再検討されれば、研究の包括性をより高めたであろう。

第二は、史料解釈の問題である。簡牘史料については、個々の部分に対する解釈につきなお論争中のものが少なくない。また伝世文献については、解釈の異同に加えて、文献の成書年代についての認識が必ずしも共有されていない。史料解釈の異同は、行論にも影響するものであり、より緻密な考証と、それを踏まえたより丁寧な記述がなされていれば、本論文の議論はさらに強化されたであろう。

これらの問題は、もとより本論文の価値を損なうものではない。むしろ、論者自身あるいは論者の研究に触発されたより若い世代に今後の研究課題を提供するものとして積極的に評価したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2022年2月14日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。